

介護保険負担限度額認定証の更新について

介護保険施設利用時の食費および居住費(滞在費)は、介護保険の対象外のため自己負担となっています。そのため、所得が低い人などの負担を軽減するために利用者負担段階を設け、該当すると認められた人には「負担限度額認定証」を交付しています。

なお、お手元の認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も施設を利用される場合は、健康福祉課に申請してください。

*該当する人

世帯全員(別世帯の配偶者含む)が町民税非課税かつ資産が下表に定める基準の人

*利用者負担段階

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受けている人 食事・居住費の減額を受ければ生活保護を受ける必要のない人 預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円以下の人
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人 預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円以下の人
第3段階(1)	<ul style="list-style-type: none"> 課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の人 預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円以下の人
第3段階(2)	<ul style="list-style-type: none"> 課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の人 預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円以下の人

介護保険負担割合証の更新のご案内について

介護保険負担割合証とは、介護サービスや介護予防・日常生活支援総合事業を利用した際の利用者負担額が1割、2割または3割のいずれかをお知らせするものです。

お手元の負担割合証の有効期間は7月31日までですが、要介護認定の有効期間が8月以降の人には、7月中旬頃に住所地(送付先変更申請をしている場合はその送付先)へ、新しい負担割合証を送付します。

問 健康福祉課 ☎32-1105

児童扶養手当受給資格者は一部支給停止適用除外事由届出書の手続きを忘れずに！

児童扶養手当については、児童扶養手当法第13条の3により、手当の受給開始から5年を経過する、もしくは養育している3歳未満の児童が3歳到達から5年を経過した場合などに、手当額の一部が支給停止されることとなっています。

しかし、就労・求職活動などの自立に向けての活動をしている場合、または一定の障がいや該当している場合や負傷・疾病などを理由に就労ができないと判断される場合には、申請をすれば手当が一部停止される対象から除外されます。

一部支給停止が適用される対象者には事前に案内を送付していますので、8月の現況届提出時に併せて手続きをしてください。

問 子ども課 ☎32-5078

通信サービスのご相談は CCNet !

安全・安心
チャンネル
123ch 地デジ

地域の防災・防犯情報をリアルタイムに放送中!



●インターネット **CCNet** 光 ●ケーブルスマホ

CCNet株式会社 養老支局 (養老町押越 1129-2)
窓口営業時間：月～金 (10:30～16:00)

うちの子「結婚」しないのかしら？

独身のお子様の結婚相談承ります



お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談下さい

☎058-214-6390

結婚相談所 ムスベル